



宮行評委第10号
令和3年8月11日

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

宮城県行政評価委員会
委員長

堀切川 一 男



宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会
部会長

内田 美穂



「宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業」及び
「大崎地区（東部ブロック）職業教育拠点校整備事業」に係る大規模事業評
価について（答申）

令和3年6月8日付け総政第25号で諮問のありましたこのことについて、行政評価
委員会条例第6条第1項第2号及び同条第7項の規定により、大規模事業評価部会で審議
した結果を別紙1及び別紙2のとおり答申します。

(別紙1)

宮城県民会館及び宮城県民間非営利活動プラザの集約・複合化事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面（評価調書）をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

なお、同条例第10条第1項に基づく書面（評価書）の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

- 1 事業推進に当たっては、仙台市を含む関係者と連携を密にして、適切なまちづくりが進むように努めること。
- 2 施設利用者をはじめとした県民のニーズを把握し、集約・複合化による新たな活動の展開を見据えた事業の実施に努めること。
- 3 敷地の活用については、広さ及び周辺環境等を踏まえ、適切な事業価値が生み出されるように十分配慮すること。
- 4 事業の専門性や複雑性を考慮し、外部の知見を適宜活用する適切なプロジェクトマネジメントに努めること。
- 5 事業の進捗を県民に分かりやすく説明するよう努めること。

(別紙2)

大崎地区(東部ブロック)職業教育拠点校整備事業については、行政活動の評価に関する条例第5条第1項に基づく書面(評価調書)をもとに、事業の必要性、有効性、適時性及び効率性等、同条例施行規則第17条第1項に定める基準に従い審議した結果、事業を実施することは妥当と認めます。

なお、同条例第10条第1項に基づく書面(評価書)の作成及び事業の具体化に当たっては、下記に掲げる事項について更に検討を行い、その結果を適切に反映させることを求めます。

記

- 1 再編統合により閉校となる校舎の利活用方法について検討すること。
- 2 地域のニーズや特性に配慮した教育内容や教育環境の整備に努めること。